

太陽光、問われる環境対策

森林伐採や災害不安視

「山林、里山から緑をほぎ取って太陽光パネルを並べるのが環境保全につながるのか疑問だ。再生エネルギーの普及は望ましいものの、無秩序に進めば災害の要因にもなる」。神戸市の久元善造市長はこう懸念する。

廃棄時代に備え

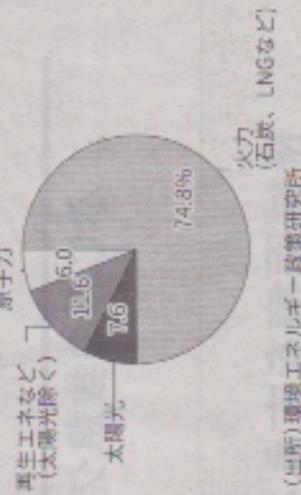
同市では2018年の西日本豪雨で太陽光パネルを設置した斜面が崩落し、新幹線が一時運休した。これを受け急傾斜地などではパネル設置を許可制とする条例を19年に施行。設置禁止区域も定めた。30年代にも始まるパネルの大規模廃棄時代に備え、新規の大規模発電事業者には工事費の5%を撤去費として事前に積み立てる制度も10月に始める。

国は12年、太陽光など再生エネルギーの電気を大手電力会社が決めた価格で買う「固定価格買取取り制度(FIT)」を始めた。ただ太陽光では、大規模な土地形状の変更などの際に実施する環境影響評価(アセスメント)が当初は必須とされていなかったため、神戸市は国に先んじて13年に義務化した。同市環境都市課



神戸市では豪雨で太陽光パネルが崩れ、新幹線の運行に支障が出た(2018年)

2019年度の日本の電源構成



大規模太陽光発電所(メガソーラー)の設置に身構える自治体が増えている。神戸市は豪雨による太陽光パネルの崩落事故を受け、事業用の一部を許可制とし、撤去費の事前積み立ても義務化する。静岡県伊東市は災害への懸念から大規模発電を認めない条例を設けたが、すでに計画を進めている事業者との対立が続く。国の環境規制が遅れたしわ寄せが、地方の現場に及んでいる。

は「当初は法規制もなく、簡単に建てられたため自然環境を壊す可能性があった」と説明する。

神戸市は再生エネルギーの比率を15%にする目標を立て、環境保全との両立を目指している。同市北区では出力40キロワットの太陽光が稼働する予定だ。事業者の独パイグループと事前協議を積み、3月に環境保全や撤去費の事前積み立てで協定を結んだ。同社は「休耕地の活用で環境負荷は小さく、正しい施工で災害リスクは低減できる」としている。

伊東市では条例による規制が遅れたため行政と事業者、住民の対立が続いている。徳島県財閥大手ハンファグループが関わる伊豆メガソーラーパーク合同会社(同市)は19年、メガソーラー建設を認めない市を提訴した。一方、建設に反対する住民らは市に許可の取り消しを、事業者に工事の差し止めを求めて提訴している。

対応遅れ事態複雑

小野達也市長はFIT法について「住民との合意を前提」とし、自治体との協定を義務付けたりする条文がある。6月には新電力のI.O.O.P(東京・台東)が長野県諏訪市で計画していた敷地面積約1000畝のメガソーラーの撤去を決めた。

態を複雑にした。

当初は山林4500畝を伐採・造成し、発電量約40キロワットの太陽光発電所を20年にも動かすという計画で、17年春には広く知られるようになった。しかし市が太陽光の規制条例を施行したのは18年6月。県が環境影響評価の対象を太陽光に広げたのも18年3月だった。小野市長は「かつては社会全体が太陽光発電に好意的で、規制しなくても『事業者は良識の範囲でやるだろう』という世論だった」と弁明する。

規制がない以上、法律・条例違反のない事業計画は認められない。事業者は宅地造成等規制法や森林法にもとづく許可を得ていた。市の条例では事業に市長の同意を必要とし、パネル設置面積が1・2倍を超える場合は原則同意しないと定める。

しかし、事業者は「悪行前に工事に着手した」と主張。市は「着手は施行後なので条例の適用対象だ」と指摘して対立した。市は工事に必要な河川占用申請を認めなかった。これに対し、事業者は市の対応を違法として市を提訴した。静岡地裁は5月、市に処分取り消しを命じたが、市は控訴している。

訴訟リスクや電力買い取り価格の下落などを受け、設置計画を取り下げる例も出てくる。6月には新電力のI.O.O.P(東京・台東)が長野県諏訪市で計画していた敷地面積約1000畝のメガソーラーの撤去を決めた。

多くの自治体は再生エネルギーの拡大を歓迎している。事業面積約2500畝と東日本最大級の太陽光の計画がある千葉県鴨川市は、地域の不安を解消するため情報開示などを求める協定を事業者と結んだ。自治体が計画を監視したうえで、事業者が住民らの理解を得て地域で共生できる環境を整えることが、再生エネルギーの力を高める。

(沖本裕典、榎島悠太)